

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和5年度

1. 補助金の内容

補助金名称	商店街等活性化促進事業補助金	補助金番号	F1-4		
所管部署	観光にぎわい部 商工振興課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱(平成27年枚方市要綱第23号)				
交付の目的	市内の商店街及び小売市場(以下「商店街等」という。)の活性化に関する事業を主体的に企画し、実施する商業団体に対して補助金を交付することで、商店街等の活性化を促進し、もって市内商業の活性化に資することを目的とする。				
補助対象経費	社会ニーズに対応し、魅力ある商店街創造のため、空き店舗の活用やデジタル化など商店街の活性化に向け商店街が主体的に取り組む事業に係る経費 ①オンリーワン商店街創造事業 ②商店街PRソフト事業 ③共同設備等ハード整備事業 ④街路灯電気代補助事業 ⑤商店街共同活性化事業 ⑥まちづくり「提案型」事業				
補助率・補助額	その他				
交付先	・中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号の事業協同組合及び同条第1号の2の事業協同小組合 ・商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 ・商店街を運営する団体に類する団体で、次に掲げる要件を満たすもの イ 団体の内規その他規約により代表者の定めがあること。 ロ 総会、役員会等の合議制により自らその意思決定を行っていること。				
開始年度	平成18年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額	20,000	20,000	20,000	20,000
決算額	5,903	6,962	5,846	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	5,903	6,962	5,846	

(件)

交付実績	15	14	11	/
------	----	----	----	---

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	商店街は地域の身近な買い物の場を提供するだけでなく、地域コミュニティの形成やまちの安全・安心に寄与するなど、様々な機能を有しており、商店街の活性化は市民生活にも広く有益である。

必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	地域産業が活発に展開されるまちの実現に向け、地域コミュニティの中心の役割を担う商店街等組織を支援することは、市内商業の振興に必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	商店街等の衰退が問題となる一方で、市民からの期待は高く、事業実施時の参加者数はコロナ禍以前を上回る勢いである。本事業に市内商業者が一体となって取り組むことにより、地域の面的な活性化を生み出すことが可能となる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	事業実施中の来街者が増加していることを現地視察及び完了報告書から確認し、事業効果を確認しているほか、単発的なぎわいとならないよう地域住民のニーズにあった事業が展開されている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	補助金交付により市内商業の実情に応じた事業が迅速かつ効果的に実施できる。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する複数の団体を補助金交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	5つの事業は1/2補助であるため全額補助となっていない。1つの事業は全額補助を行っているが、特に優れた事業プランを採択するものであり、外部人材による審査を経て採択を行うものであるとともに、上限額を定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページにて補助制度を公表している他、年度当初に説明会を開催している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	市内商業の活性化に資する補助事業であり、公益上必要と認められる。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	やる気のある市内商業者の下支えを行っており、補助金申請時及び完了報告時に提出する収支予算書や決算書等の書類により資金計画等を確認している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を 選択した理由	商店街をはじめ、事業者の自助努力や工夫に対する支援として、対象者要件を拡充しつつ、引き続き補助制度を継続する。 対象者要件 拡充前: 商店街の活性化に関する事業を主体的に企画する商店街を運営する団体 拡充後: 商店街の活性化に関する事業を主体的に企画する団体
対応完了・廃止予定時期	令和6年3月31日

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和5年度

1. 補助金の内容

補助金名称	住工共生環境対策支援事業補助金			補助金番号	F1-7	
所管部署	観光にぎわい部 商工振興課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市住工共生環境対策支援事業補助金交付要綱(平成30年枚方市要綱第34号)					
交付の目的	工場との隣接地等で住宅地化が進んでおり、工場と住宅が近接し、企業と近隣住民との相隣関係において問題が発生した場合、企業の転出が懸念されることから、企業の操業環境を維持するため、周辺住民との良好な関係を維持し、既存企業の定着を促進することを目的とする。					
補助対象経費	対象企業が騒音、振動又は臭気を防止若しくは軽減する設備の新規購入・改修又は建物の改修等を行う際の工事費、備品購入費、調査費(上限500万円)					
補助率・補助額	定率補助					
交付先	(以下の全てに該当する事業者) ・準工業地域、工業地域、工業専用地域で主として製造業を営む中小企業者。 ・補助金の交付対象となる事業完了後に、周辺住民の生活環境の保全等の配慮が図られる見込みである。					
開始年度	平成30年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額	5,000	5,000	5,000	5,000
決算額	0	0	0	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	0	0	0	

(件)

交付実績	0	0	0	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	臭気・振動・騒音を防止または軽減する措置を事業者が講じることで周辺住民の生活環境の保全が図られることにより、事業者と地域住民と良好な関係が築かれ、企業の操業環境が維持されるとともに周辺住民の生活環境が守られる。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	施策目標「地域産業が活発に展開されるまち」において、既存企業の定着を促進し企業団地などを中心に製造業の集積を図り、市内産業の活性化を図るため、当該補助金事業は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	工場と住宅が近接した一部の地域においては、現在も周辺住民等から事業者に対し騒音等の苦情が一定数寄せられている。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	事業を実施することで、工場と近接した地域における住民の生活環境の保全が図られる見込みがある。また、事業完了後、軽減を図った騒音等の数値を測定した報告書により効果を確認する。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	各企業が自ら騒音等軽減のための対策に取り組むものであり、周辺住民との良好な関係を築くとともに企業の操業環境が維持されることで、地域への経済効果が広く期待されるため、補助金交付が業務委託や直接執行と比較し、より適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件を満たす不特定多数が交付申請可能となっている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助対象経費の2分の1(上限500万円)を補助額としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	補助金交付要綱を整備し、補助率等を明確に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページへ掲載している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	市内で製造業を営む中小企業者が臭気・騒音等の防止または軽減措置を行うことで周辺住民の生活環境の保全を図るための環境対策を行う事業を対象としている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	近隣住民等から苦情を受けると、市内で操業環境を維持することが困難であるため、環境対策を行う中小企業に対する補助は必要であると客観的に認められる。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性が認められるため、引き続き補助制度を継続する。また、事業開始より実績の無いことを踏まえて、令和4年度に制度の見直しを行い、令和5年4月より一部申請要件の緩和を実施した。改正した制度内容で改めて周知を図り、制度が活用されるよう引き続き努めていく。
対応完了・廃止予定時期	